

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年八月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年八月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 村 正 則

久喜騎西線	路線名
加須市水深字船越境一三二番一地先から 同市下高柳一丁目三二番地先まで	供用開始の区間
令和六年八月二十八日	供用開始の期日
長二千六百八十・〇〇メートル	備考 令和六年三月十五日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の供用開始である。